

## 能力向上教育

### 1. 「労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育」とは

労働安全衛生法第19条の2第2項の規定に基づき、以下のように規定されています。  
実施義務は、事業者にあります。

教育の対象者	安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、 作業主任者、元方安全衛生管理者、店社安全衛生業務従事者
教育の種類	初任時教育、定期教育、随時教育
教育の内容	定期及び随時は、労働災害の動向、社会経済情勢、事業場における職場 環境の変化等に対応した事項
時間	原則1日程度
方法	講義方式、事例研究方式、討議方式等教育の内容に応じて効果の 上がる方式
講師	当該業務についての最新の知識並びに教育技法についての知識及び経 験を有する者
その他	安全衛生団体等に委託して実施しても良い。 事業者は、実施した能力向上教育の記録を個人別に保存する。 能力向上教育は、原則として就業時間内に実施する。

### 2. 講師派遣：

能力向上教育の実施義務者である事業者（貴社）に、（一社）日本労働安全衛生コンサル  
タント会神奈川支部が、貴社に経験豊富な講師を派遣いたします。講師を派遣する  
条件は下表の通りとなりますが、派遣条件の最終決定は、貴社との打合わせにより決  
定させていただきます。

### 3. 出前講習：

事業者である貴社が、能力向上教育を実施出来ない場合は、事業者に代わって安全衛生団  
体（例：労働安全衛生コンサルタント会）等が実施することが認められていますので、貴  
社からの委託内容に応じた代行講習を行うことができます。ご相談下さい。

当会が実施した場合、能力向上教育修了証の発行を致します。

お問い合わせ	（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会神奈川支部 〒231-0026 横浜市中区寿町1-4 神奈川労働プラザ 7階 電話 (045) 633-3618 FAX (045) 633-3618 事務所対応時間： 毎週火曜日から木曜日の午前10時～午後4時 E-mail: info@conkana.org URL: <a href="http://www.conkana.org/">http://www.conkana.org/</a>
--------	--

## 講師派遣

講師	(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会神奈川支部会員で、当該業務についての最新の知識並びに教育技法についての知識及び経験を有する者としてします。
実施場所	貴社にて会議室（研修室）をご用意下さい。
研修人員	約10名から貴社の予定した人員で対応します。
実施期間	教育の種類によりますが、原則1日程度とします。
実施内容	能力向上教育指針（平成18年3月31日付け公示第5号）のカリキュラムによります。
必要な機材	PC プロジェクター、ホワイトボード、マーカー（3色）、拡声装置をご用意下さい。PC、その他必要な機材は講師が持参します。
テキスト	テキストは中央労働災防止協会発行の該当する能力向上用テキストを使用し、補助教材として講師準備のパワーポイント、ビデオ等を使用して行います。受講者の方々の講習資料のコピー、テキストの手配は貴社にて準備して下さい。弊社で用意することを希望する場合は、別途にお打合せさせていただきます。
記録の保存	能力向上教育実施した場合、事業者個人別の記録の保存が義務付けられています。受講者、教育内容、講師等の記録については貴社にて保存して下さい。
修了証	修了証は貴社で発行して下さい。

## 出前講習

講師	(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会神奈川支部会員で、当該業務についての最新の知識並びに教育技法についての知識及び経験を有する者としてします。
実施場所	貴社の研修室を使用するか、当会が手配した研修会場を使用するかのいずれかを選択して下さい。
研修人員	約10名から30名程度
実施期間	教育の種類によりますが、原則1日程度とします。
実施内容	能力向上教育指針（平成18年3月31日付け公示第5号）のカリキュラムによります。
必要な機材	①貴社研修室使用の場合 PCプロジェクター、ホワイトボード、マーカー(3色)、マイク等を貴社で用意願います。PC、その他必要な機材は講師が持参します。 ②当会が手配した研修会場使用の場合 すべての機材は当会が準備します。
テキスト	テキストは中央労働災防止協会発行の該当する能力向上用テキストを使用し、補助教材として講師準備のパワーポイントを使用して行います。その他講習用資料のコピー、配布等は当会が準備します。
記録の保存	能力向上教育実施した場合、事業者個人別の記録の保存が義務付けられています。
修了証	修了証は、当会が発行致します。